

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
令和3年12月15日決裁分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 7件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 7件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 5件

国 民 年 金 関 係 5件

厚生年金保険関係 0件

(3) 年金記録の訂正請求を却下としたもの 0件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号：近畿（受）第 2100352 号

厚生局事案番号：近畿（国）第 2100031 号

第1 結論

昭和 39 年 5 月から昭和 42 年 10 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：女

基礎年金番号：

生年月日：昭和 15 年生

住 所：

2 請求内容の要旨

請求期間：昭和 39 年 5 月から昭和 42 年 10 月まで

結婚後に居住した A 県 B 市（現在は、A 県 C 市）において、近隣の人たちの勧めで昭和 39 年 5 月頃に国民年金に加入し、請求期間の国民年金保険料を集金に来た人に現金で納付したが、年金記録では当該期間が未加入期間となっている。

領収書等は手元に残っていないが、請求期間の国民年金保険料を納付した記憶があるので、調査の上、当該期間の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和 39 年 5 月頃に国民年金の加入手続を行った旨主張している。

しかしながら、初めて国民年金の加入手続が行われた場合、年金記録を管理するための国民年金手帳記号番号（以下「記号番号」という。）が払い出されるところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の記号番号は、請求期間より後の昭和 48 年 2 月 17 日に C 市において払い出されている上、当該記号番号に係る請求者の資格取得年月日及び被保険者種別（任意加入）から判断すると、請求者の国民年金の加入手続は同日に行われたものと推認され、請求者の主張と符合しない。

また、請求期間のうち厚生年金保険被保険者の配偶者であった期間について、請求者は国民年金の任意加入の対象となり、国民年金の加入手続を行った日に国民年金被保険者資格を取得することになるところ、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）を見ると、請求者が初めて国民年金の被保険者資格を取得した日は昭和 48 年 2 月 17 日と記録されており、任意加入被保険者となった同日より前の期間である請求期間において、請求者は、国民年金に未加入であり、請求期間の国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付するためには、前述の記号番号とは別の記号番号の払出しが必要となるところ、請求者に対する別の記号番号の払出しの有無について、社会保険オンラインシステム等により氏名検索を行ったが、別の記号番号が請求者に払い出された記録は見当たらない。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）はなく、当該期間について、ほかに請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿（受）第 2100260 号

厚生局事案番号 : 近畿（国）第 2100032 号

第1 結論

平成4年3月から平成6年8月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和35年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成4年3月から平成6年8月まで

平成4年3月に結婚して、A県B市の新築マンションに入居したところ、すぐに集金人が訪ねて来て、国民の義務なので保険料を払う必要があると強く言われ、毎月手渡しで、集金人に国民年金保険料を支払った。

調査の上、請求期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、平成4年3月の結婚を契機に、自宅を訪ねてきた集金人に毎月手渡しで、請求期間の国民年金保険料を納付した旨主張している。

しかしながら、社会保険オンラインシステム（以下「オンライン記録」という。）によると、請求者が国民年金第1号被保険者（以下「国年1号」という。）の被保険者資格を取得した国民年金手帳記号番号に係る被保険者記録は、平成6年12月9日に入力処理されている上、オンライン記録等による氏名検索において、上記以外の国民年金手帳記号番号が請求者に対して払い出された形跡は見当たらない。

また、オンライン記録によると、請求者は、平成6年5月7日（取得）から同年9月8日（喪失）までの期間について、国民年金第3号被保険者（以下「国年3号」という。）となっているところ、当該国年3号の取得及び喪失に係る入力処理日（同年12月13日）は、前述の国年1号の取得に係る入力処理日（同年12月9日）と同時期であることを踏まえると、請求者は、同年12月頃に、国年3号を取得するため、初めて国民年金の加入手続を行ったものと推認でき、平成4年3月に国民年金に加入し、毎月、保険料を納付したとする請求者の主張と符合しない。

さらに、前述の加入手続時点（平成6年12月頃）において、請求期間のうち、一部の期間（平成4年11月分から平成6年8月分まで）の国民年金保険料は、遡って納付することが可能であるが、請求者から請求期間に係る国民年金保険料を過去に遡って納付した旨の主張はなく、請求期間のうち、その他の期間（平成4年3月分から同年10月分まで）の国民年金保険料は、時効により納付することができない。

加えて、B市は、請求期間における国民年金の記録については、平成21年8月に全て社会保険庁（当時）に移管したため、記録等は残っていない旨回答しており、同市から、請求者の請求期間に係る国民年金の加入及び保険料納付を確認することはできない。

このほか、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）はなく、請求期間について、ほかに請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿（受）第 2100249 号

厚生局事案番号 : 近畿（国）第 2100033 号

第1 結論

昭和 45 年 5 月から昭和 48 年 3 月までの請求期間及び同年 4 月から昭和 50 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 24 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 45 年 5 月から昭和 48 年 3 月まで
② 昭和 48 年 4 月から昭和 50 年 3 月まで

請求期間①について、昭和 45 年 5 月から A 市にあった事業所に住み込みで勤務したが、当該事業所は厚生年金保険に加入していなかったので、当該事業所の親方が私の国民年金の加入手続を行い、昭和 48 年 3 月に退職するまで国民年金保険料を納付してくれた。

請求期間②について、昭和 48 年 4 月に A 市から B 市に転居後、国民年金の手続を行い、1 か月か 2 か月ごとに送られてきたハガキを用いて、C 郵便局で国民年金保険料を納付していた。

請求期間①及び②に係る国民年金保険料が未納とされていることに納得できないので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、初めて国民年金の加入手続が行われた場合、年金記録を管理するための国民年金手帳記号番号（以下「記号番号」という。）が払い出されるところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の記号番号は、D 町において昭和 50 年 5 月 15 日に払い出されており、請求者の記号番号前後の被保険者の記録から、請求者の国民年金の加入手続は同年 4 月頃に行われたと推認でき、請求者が請求期間①当時に勤務したとする事業所の親方（以下「請求者の親方」という。）が、昭和 45 年 5 月頃に国民年金の加入手続を行ったとする請求者の主張と符合しない。

また、請求者は、前述の加入手続が行われた昭和 50 年 4 月頃まで、国民年金に未加入であることから、請求者の親方は請求期間①に係る国民年金保険料を納付することができない上、当該加入手続時点において、当該期間の大部分の期間に係る国民年金保険料は時効により納付することができない。

さらに、請求者は、請求期間①に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする請求者の親方は既に亡くなっていることから、当時の具体的な加入手続及び納付状況を確認することができない。

請求期間②について、B 市は、当該期間当時における国民年金の現年度保険料を納付することができた場所（方法）について、役所の窓口及び集金人であった旨回答していることから、当該期間に係る国民年金保険料は郵便局において納付することができず、C 郵便局で国民年金保険料を納付したとする請求者の主張と符合しない。

また、前述の加入手続時点（昭和 50 年 4 月頃）において、請求期間②に係る国民年金保険料は過年度納付することが可能であるが、請求者から当該期間の国民年金保険料を遡って納付

したことをうかがわせる具体的な陳述はない。

請求期間①及び②について、請求者は、現在所持する年金手帳の記号番号（請求者の記号番号）とは別の記号番号により当該各期間に係る国民年金保険料を納付していた旨主張しているところ、請求者の記号番号とは別の記号番号の払出しの有無について、社会保険オンラインシステムにより複数の読み方による氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより、複数の読み方で当該各期間にA市及びB市で払い出された記号番号の氏名検索を行ったが、請求者に対する別の記号番号の払出しは確認できない。

このほか、請求期間①については請求者又は請求者の親方が、請求期間②については請求者が、当該各期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）はなく、当該各期間について、ほかに請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②に係る国民年金保険料を納付していたものと認めるることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿（受）第 2100361 号
厚生局事案番号 : 近畿（厚）第 2100096 号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を平成28年8月5日は20万円、平成29年8月4日は20万円及び同年12月25日は40万円に訂正することが必要である。

平成28年8月5日、平成29年8月4日及び同年12月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成28年8月5日、平成29年8月4日及び同年12月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和28年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成28年8月5日
② 平成29年8月4日
③ 平成29年12月25日

A社から請求期間①から③までの各期間に支払われた賞与について、国（厚生労働省）の記録では、年金給付に反映されない標準賞与額として記録されているが、当該各期間に支払われた賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、調査の上、年金給付に反映される年金記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳及び日本年金機構が保管する厚生年金保険被保険者賞与支払届により、請求者は、請求期間①から③までの各期間において同社から賞与の支払を受け、当該各賞与に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、請求期間①から③までの各期間の標準賞与額については、前述の賃金台帳により確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、請求期間①は20万円、請求期間②は20万円及び請求期間③は40万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間に係る保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、当該期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出し、厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿（受）第 2100363 号
厚生局事案番号 : 近畿（厚）第 2100097 号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を平成28年8月5日は20万円、平成29年8月4日は30万円及び同年12月25日は40万円に訂正することが必要である。

平成28年8月5日、平成29年8月4日及び同年12月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成28年8月5日、平成29年8月4日及び同年12月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和36年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成28年8月5日
② 平成29年8月4日
③ 平成29年12月25日

A社から請求期間①から③までの各期間に支払われた賞与について、国（厚生労働省）の記録では、年金給付に反映されない標準賞与額として記録されているが、当該各期間に支払われた賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、調査の上、年金給付に反映される年金記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳及び日本年金機構が保管する厚生年金保険被保険者賞与支払届により、請求者は、請求期間①から③までの各期間において同社から賞与の支払を受け、当該各賞与に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、請求期間①から③までの各期間の標準賞与額については、前述の賃金台帳により確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、請求期間①は20万円、請求期間②は30万円及び請求期間③は40万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間に係る保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、当該期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出し、厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿（受）第 2100364 号
厚生局事案番号 : 近畿（厚）第 2100098 号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を平成28年8月5日は20万円、平成29年8月4日は30万円及び同年12月25日は40万円に訂正することが必要である。

平成28年8月5日、平成29年8月4日及び同年12月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成28年8月5日、平成29年8月4日及び同年12月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和30年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成28年8月5日
② 平成29年8月4日
③ 平成29年12月25日

A社から請求期間①から③までの各期間に支払われた賞与について、国（厚生労働省）の記録では、年金給付に反映されない標準賞与額として記録されているが、当該各期間に支払われた賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、調査の上、年金給付に反映される年金記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳及び日本年金機構が保管する厚生年金保険被保険者賞与支払届により、請求者は、請求期間①から③までの各期間において同社から賞与の支払を受け、当該各賞与に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、請求期間①から③までの各期間の標準賞与額については、前述の賃金台帳により確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、請求期間①は20万円、請求期間②は30万円及び請求期間③は40万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間に係る保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、当該期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出し、厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿（受）第 2100038 号
厚生局事案番号 : 近畿（国）第 2100034 号

第1 結論

昭和 37 年＊月から昭和 42 年 3 月までの請求期間及び同年 4 月から昭和 50 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 17 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和 37 年＊月から昭和 42 年 3 月まで
② 昭和 42 年 4 月から昭和 50 年 3 月まで

私が 20 歳になった昭和 37 年＊月頃、母が私の将来を案じて A 町役場において国民年金の加入手続を行ってくれた。

請求期間①の国民年金保険料については、母が自宅に来ていた集金人に納付してくれており、その際、何かに印紙を貼付しているのを一度見た記憶がある。

請求期間②の国民年金保険料については、昭和 39 年 4 月に大学進学以降、大学院生であった昭和 50 年 3 月までの間、住所を B 市、C 市及び D 市に変更したが、その間も母が地元の A 町で継続して納付してくれていた。

国の記録では、請求期間①及び②の国民年金保険料が納付済期間となっていないので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間①及び②の国民年金保険料について、請求者の母が A 町において納付してくれていた旨主張している。

しかしながら、請求者は、請求期間①及び②に係る国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする請求者の母は既に亡くなっていることから、当時の具体的な加入手続及び納付状況を確認することができない。

また、請求者の国民年金手帳記号番号（以下「記号番号」という。）は、「＊」（以下「記号番号 A」という。）と「＊」（以下「記号番号 B」という。）の二つの記号番号が払い出されており、国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の記号番号 A は、昭和 37 年 7 月 18 日に A 町において払い出されていることから、当該記号番号において請求期間①に係る国民年金保険料を現年度納付することが可能であるが、同町の国民年金被保険者名簿によると、請求者の請求期間①について、国民年金保険料の申請免除期間とされているところ、請求者の母の請求期間①の一部を含む昭和 36 年 4 月から昭和 39 年 3 月までの期間についても、当初は国民年金保険料の申請免除期間とされており、請求者の主張と符合しない。

さらに、オンライン記録及び A 町の国民年金被保険者名簿によると、請求者は、前述の記号番号 A において昭和 42 年 4 月 1 日付けで国民年金被保険者資格を喪失後、前述の記号番号 B において昭和 59 年 5 月 1 日付けで同資格を取得するまで国民年金に未加入であることから、請求期間②に係る国民年金保険料を納付することができない上、前述の記号番号 B は、当該記号番号前後の被保険者の記録から、昭和 61 年 1 月頃に行われた国民年金の加入手続により払い出されたと推認できるところ、当該加入手続時点において、請求期間①及び②の国民年金保

険料は時効により納付することができない。

加えて、請求者又は請求者の母が請求期間①及び②に係る国民年金保険料を納付するためには、前述の記号番号A及びBとは別の記号番号の払出しが必要となるところ、別の記号番号の払出しの有無について、社会保険オンラインシステム等により複数の読み方で氏名検索を行つたが、請求者に対する別の記号番号の払出しは確認できない。

このほか、請求者又は請求者の母が請求期間①及び②に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）はなく、当該期間について、ほかに請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿（受）第 2100064 号
厚生局事案番号 : 近畿（厚）第 2100099 号

第1 結論

請求者のA社における平成26年2月10日及び平成27年2月10日の標準賞与額を150万円に訂正することが必要である。

平成26年2月10日及び平成27年2月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成26年2月10日及び平成27年2月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和32年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成26年2月10日
② 平成27年2月10日

A社の創業間もない頃から現在に至るまでの一部期間において、賞与支払の届出を失念していた事実が判明したため、訂正請求を行った。請求期間①及び②において同社から賞与が支払われ、厚生年金保険料が控除されていたので、調査の上、当該期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された賞与に係る明細書、A社から提出された賃金台帳及び同社の回答により、請求者は、請求期間①及び②において、同社から賞与の支払を受け、当該賞与から標準賞与額の上限である150万円に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当該期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、請求者の当該期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出し、厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿（受）第 2100065 号
厚生局事案番号 : 近畿（厚）第 2100100 号

第1 結論

請求者のA社における請求期間①から⑦までの各期間の標準賞与額を別表のとおり訂正することが必要である。

別表の各訂正期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る別表の各訂正期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 58 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

- 請求期間 : ① 平成 26 年 2 月 10 日
② 平成 26 年 12 月 25 日
③ 平成 27 年 2 月 10 日
④ 平成 27 年 6 月 10 日
⑤ 平成 28 年 3 月 31 日
⑥ 平成 29 年 6 月 30 日
⑦ 平成 29 年 12 月 26 日

A社の創業間もない頃から現在に至るまでの一部期間において、賞与支払の届出を失念していた事実が判明したため、訂正請求を行った。請求期間①から⑦までの各期間において同社から賞与が支払われ、厚生年金保険料が控除されていたので、調査の上、当該期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された賞与に係る明細書及びA社から提出された賃金台帳により、請求者は、請求期間①から⑦までの各期間において、同社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間①から⑦までの各期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当該各期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、請求者の当該各期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出し、厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該各期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

別 表

厚生局受付番号 : 近畿（受）第 2100065 号
厚生局事案番号 : 近畿（厚）第 2100100 号

【厚生年金特例法による訂正】

訂 正 期 間	訂正後の標準賞与額
平成 26 年 2 月 10 日	33 万円
平成 26 年 12 月 25 日	33 万円
平成 27 年 2 月 10 日	66 万円
平成 27 年 6 月 10 日	83 万円
平成 28 年 3 月 31 日	73 万円
平成 29 年 6 月 30 日	86 万 1,000 円
平成 29 年 12 月 26 日	75 万 1,000 円

厚生局受付番号 : 近畿（受）第 2100256 号
厚生局事案番号 : 近畿（厚）第 2100101 号

第1 結論

1 請求者のA社における請求期間のうち、平成6年3月1日から同年10月1日までの期間及び平成8年3月1日から平成15年7月1日までの期間の標準報酬月額を別表の1のとおり訂正することが必要である。

平成6年3月から同年9月までの各月及び平成8年3月から平成15年6月までの各月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成6年3月から同年9月までの各月及び平成8年3月から平成15年6月までの各月の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求者のA社における請求期間のうち、平成6年2月1日から同年3月1日までの期間及び平成9年5月1日から平成12年11月1日までの期間の標準報酬月額を別表の2のとおり訂正することが必要である。

平成6年2月の訂正後の標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額を除く。）及び平成9年5月から平成12年10月までの各月の訂正後の標準報酬月額（第1の1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

3 その他の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和44年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成6年2月1日から平成15年7月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、請求期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与月額よりも低額に記録されているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間のうち、平成6年3月1日から同年10月1日までの期間及び平成8年3月1日から平成15年7月1日までの期間について、請求者から提出された給与支払明細書（以下「請求者提出の給与支払明細書」という。）、並びにA社から提出された請求者に係る給与所得に対する所得税源泉徴収簿（以下「事業主提出の源泉徴収簿」という。）及び支給控除一覧表により、請求者が当該期間において、オンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、平成6年3月1日から同年10月1日までの期間及び平成8年3月1日から平成15年7月1日までの期

間に係る標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、平成6年3月1日から同年10月1日までの期間及び平成8年3月1日から平成15年7月1日までの期間に係る標準報酬月額については、前述の請求者提出の給与支払明細書、事業主提出の源泉徴収簿等により確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、別表の1のとおりとすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の平成6年3月1日から同年10月1日までの期間及び平成8年3月1日から平成15年7月1日までの期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は不明と回答しているが、前述の請求者提出の給与支払明細書、事業主提出の源泉徴収簿等において確認できる報酬月額が、当該期間に係るオンライン記録の標準報酬月額と長期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該給与支払明細書等で確認できる報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間のうち、平成6年2月1日から同年3月1日までの期間及び平成9年5月1日から平成12年11月1日までの期間については、請求者提出の給与支払明細書、事業主提出の源泉徴収簿及び支給控除一覧表により、請求者の当該期間の標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる期間の報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額又は第3の1の厚生年金特例法により訂正される標準報酬月額よりも高い額であることが認められる。

したがって、平成6年2月1日から同年3月1日までの期間及び平成9年5月1日から平成12年11月1日までの期間に係る標準報酬月額については、前述の請求者提出の給与支払明細書、事業主提出の源泉徴収簿等により確認できる報酬月額から、別表の2のとおりとすることが妥当である。

ただし、平成6年2月1日から同年3月1日までの期間の標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額を除く。）及び平成9年5月1日から平成12年11月1日までの期間の標準報酬月額（第3の1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

3 請求期間のうち、平成6年10月1日から平成8年3月1日までの期間については、オンライン記録の標準報酬月額は請求者の主張する給与月額と同額である上、事業主提出の源泉徴収簿により推認できる当該期間の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、当該期間に係るオンライン記録の標準報酬月額と同額又はこれより低額であることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、当該期間に係る標準報酬月額については、同法による記録の訂正を認めることはできない。

別 表

厚生局受付番号 : 近畿（受）第 2100256 号
厚生局事案番号 : 近畿（厚）第 2100101 号

1 【厚生年金特例法による訂正】

訂 正 期 間	標準報酬月額	
	訂正前	訂正後
平成 6 年 3 月から同年 9 月まで	17 万円	30 万円
平成 8 年 3 月から平成 12 年 10 月まで	22 万円	30 万円
平成 12 年 11 月から平成 15 年 6 月まで	22 万円	38 万円

2 【厚生年金保険法（第 75 条本文）による訂正】

訂 正 期 間	標準報酬月額	
	訂正前	訂正後
平成 6 年 2 月	17 万円	30 万円
平成 9 年 5 月から平成 12 年 9 月まで	30 万円（※）	36 万円
平成 12 年 10 月	30 万円（※）	38 万円

（※）厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額

厚生局受付番号 : 近畿（受）第 2100046 号
厚生局事案番号 : 近畿（厚）第 2100102 号

第1 結論

1 請求者のA社における請求期間のうち、平成13年5月1日から平成17年3月20日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成13年5月から平成15年3月までは32万円を34万円、同年4月及び同年5月は32万円を38万円、同年6月は32万円を44万円、同年7月は32万円を38万円、同年8月から平成17年2月までは32万円を34万円とする。

平成13年5月から平成17年2月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求者のA社における平成13年10月1日から平成14年10月1日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成13年10月から平成14年9月までは44万円とする。

平成13年10月から平成14年9月までの訂正後の標準報酬月額（上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

3 その他の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和45年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成8年4月1日から平成17年3月20日まで

A社において厚生年金保険に加入していた期間である請求期間の標準報酬月額の記録が、実際の給与支給額及び厚生年金保険料控除額と相違しているので、請求期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間のうち、平成13年5月1日から平成17年3月20日までの期間について、請求者から提出された給与に係る明細書により、請求者が当該期間においてA社からオンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間に係る標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の平成13年5月1日から平成17年3月20日までの期間に係る標準報酬月額については、前述の給与に係る明細書により確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、平成13年5月から平成15年3月までは34万円、同年4月及び同年5月は38万円、同年6月は44万円、同年7月は38万円、同年8月から平成17年2月までは34万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、平成13年5月1日から平成17年3月20日までの期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社の元事業主は不明である旨回答しているが、当該期間について、前述の給与に係る明細書により確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額のそれぞれに見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、前述の給与に係る明細書により確認又は推認できる報酬月額を社会保険事務所(当時)に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間のうち、平成13年10月1日から平成14年10月1日までの期間について、前述の給与に係る明細書により、当該期間の標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる期間に係る報酬月額に見合う標準報酬月額は、上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額よりも高い額であることが認められる。

したがって、請求者の平成13年10月1日から平成14年10月1日までの期間に係る標準報酬月額については、前述の給与に係る明細書により確認できる報酬月額から、平成13年10月から平成14年9月までは44万円とすることが妥当である。

ただし、平成13年10月から平成14年9月までの訂正後の標準報酬月額(上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

3 請求期間のうち、平成8年4月1日から平成13年5月1日までの期間について、前述のとおり、厚生年金特例法に基づき請求期間に係る標準報酬月額を認定するに当たっては、請求期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額の双方を確認又は推認する必要がある。

しかしながら、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社の元事業主は、請求者の請求期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額について、確認できる資料を保管しておらず不明である旨回答している上、請求者の請求期間における住所地のB市は、請求者の請求期間に係る課税資料は、保存期間満了のため保管されていない旨回答していることから、請求者の当該期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認又は推認することができない。

また、A社の元従業員から提出された平成8年4月1日から平成13年5月1日までの期間に該当する給与に係る明細書により確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額より高い額であるものの、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額より低い額となっている。

このほか、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が平成8年4月1日から平成13年5月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿（受）第 2100291 号

厚生局事案番号 : 近畿（国）第 2100035 号

第1 結論

平成5年11月から平成8年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和48年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成5年11月から平成8年3月まで

請求期間について、父がA県B市役所において、私の国民年金加入手続を行い、国民年金保険料を支払ってくれていた。

しかし、年金記録において、請求期間の国民年金被保険者記録がないので、調査の上、年金記録の訂正を願いたい。

第3 判断の理由

請求者は、自身の国民年金の加入手続及び請求期間に係る国民年金保険料の納付は父が行ってくれた旨主張し、自身で国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付は行っていない旨陳述している。

しかしながら、請求者の国民年金の加入手続及び請求期間に係る国民年金保険料の納付を行っていたとする請求者の父は既に亡くなっていることから、請求者の請求期間に係る国民年金の加入状況及び保険料の納付状況について確認することができない。

また、請求者又は請求者の父が請求期間に係る国民年金保険料を納付するためには、国民年金に加入し、年金記録を管理するため国民年金手帳記号番号（以下「記号番号」という。）が住所地の市町村において払い出されるところ、社会保険オンラインシステムにより氏名検索を行ったほか、国民年金払出簿検索システムにより、請求者が請求期間当時の住所地であったとするA県内で払い出された記号番号の氏名検索を行ったが、請求期間において、請求者に対する記号番号の払出しは確認できることから、請求期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、請求者又は請求者の父は、請求期間に係る国民年金保険料を納付することができない。

このほか、請求者又は請求者の父が、請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）はなく、ほかに請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。